

令和6年版 県政レポート(案)

第2章 (みえ元気プランで進める7つの挑戦)

第3章 (施策の取組)

環境生活部関係抜粋

令和6年6月

環境生活部

目次

全庁版 第2章（みえ元気プランで進める7つの挑戦）からの抜粋

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化 1
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応 5

全庁版 第3章（施策の取組）からの抜粋

施策名	
3-2	交通安全対策の推進 11
3-3	消費生活の安全確保 15
4-1	脱炭素社会の実現 19
4-2	循環型社会の構築 23
4-4	生活環境の保全 27
12-1	人権が尊重される社会づくり 31
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進 35
12-3	多文化共生の推進 39
16-1	文化と生涯学習の振興 43

(1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

令和6年能登半島地震の発生を受け、本県においても県内市町等とも連携し、被災地支援を行ってきました。近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震等に備えるため、支援活動を通じて得られる気づきを本県の防災・減災対策に生かせるよう取り組んでいきます。

「平時における人材育成」については、県内の学生等の若者の防災人材育成を図るとともに、地震体験車の活用やシンポジウムの開催による県民の防災意識の向上に取り組みました。引き続き、若者をはじめとした防災人材の育成に取り組むとともに、過去の災害の教訓を未来に継承するため、昭和東南海地震の発生から80年の機会を捉えたシンポジウムを開催します。

「平時におけるハード整備」では、高潮災害防止や地震・津波による被害軽減のためのインフラ整備を進めるとともに、道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充や橋梁・トンネルの定期点検や長寿命化計画に基づく適切なインフラメンテナンスを進めました。南海トラフ地震等を想定し、引き続き県管理河川・海岸の耐震、高潮対策などを進めるとともに、適切なインフラメンテナンスを行っていきます。

「救助・避難」におけるソフト面の取組については、線状降水帯の発生を想定した訓練による初動対応力の一層の強化や、市町が実施する訓練や津波避難対策への支援を行いました。令和6年能登半島地震の被災地の支援活動や調査を通じて得られた気づきもふまえて、災害対応の実効性向上を図るための取組を進めるとともに、三重県独自の防災アプリ開発により、県民の皆さんの適切な避難行動の促進を図ります。

「救助・避難」におけるハード面の取組については、市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援するとともに、初動対応をはじめとした災害対応をより迅速・的確に実施できるよう、庁内に常設のオペレーションルームとシチュエーションルームを整備しました。津波から県民の皆さんの命を守るため、引き続き、市町による津波避難タワー等の整備に対する支援を行うとともに、発災時にはオペレーションルーム等を活用して災害対策活動を適切に実施します。

「復旧」における取組として、災害発生時のすみやかな復旧活動のための緊急輸送機能の確保のための取組や、災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向けて、市町や関係団体と連携のうえ人材育成に取り組めます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和5年度の実績と令和6年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和5年度の実績	令和6年度以降の課題と対応
◆平時における人材育成	
・若者の防災人材育成（関連施策:1-2）	
<ul style="list-style-type: none"> 県内の学生等の若者が、将来、地域の防災活動の担い手として活躍することをめざし、「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催(修了者13名)するとともに、修了者が地域の防災イベント等に参画するための支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の防災意識の向上を図るため、引き続き「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を開催します。また、サポーターによる地域での活動を促進するため、県内各地の防災活動への参画等を支援します。

<p>・シンポジウム等による県民への啓発（関連施策：1-2）</p>	
<p>・ 学校や自主防災組織等からの依頼により地震体験車を派遣（501回）するとともに、風水害や地震をテーマにしたシンポジウム（2回）や大型商業施設における防災啓発イベント（5回）を開催しました。</p>	<p>・ 防災意識の向上と日ごろからの災害への備えを促進するため、地震体験車による啓発や大型商業施設における防災啓発イベントの実施に引き続き取り組みます。また、令和6年は昭和東南海地震から 80 年の節目となることから、過去の災害の教訓を未来に継承するシンポジウムを開催します。</p>
<p>◆平時におけるハード整備</p>	
<p>・インフラの耐震化、老朽化対策等の整備 ・インフラへの ICT 等の新技術の導入 （関連施策：1-3）</p>	
<p>・ 高潮災害防止のための海岸保全施設整備や、地震・津波による被害軽減のための県管理の河川・海岸堤防、河口部の大型水門の耐震対策を推進しました。また、河川・海岸堤防については粘り強い構造とする施設整備を進めました。</p>	<p>・ 強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、引き続き県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めるとともに、河川・海岸堤防については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。</p>
<p>・ 道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムについて県広報番組などを活用して県民への周知を図りました。また、ドローンにより撮影した現場の被災状況を、本庁及び国等関係機関がリアルタイムで情報共有するなど初動訓練や、大規模災害発生時における建設事務所の初動体制を確保する訓練などを行いました。また、令和5年12月に配備した排水ポンプ車の操作訓練などを実施しました。</p>	<p>・ 被災情報を迅速に把握するため、引き続き、ドローンの活用や、道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に取り組みます。また、現場や関係機関と連携した実動訓練や排水ポンプ車の操作訓練などを積み重ね、初動体制の強化に取り組みます。</p>
<p>・ 定期点検の結果により早期措置段階と診断された橋梁・トンネルの修繕を進めるなど、定期点検や長寿命化計画に基づき適切なインフラメンテナンスを進めました。</p>	<p>・ 災害時・平常時を問わずインフラの機能を確保する必要があるため、引き続き適切なインフラメンテナンスを行います。</p>
<p>◆救助・避難 ソフト面</p>	
<p>・オペレーション機能のさらなる強化 ・実践的な訓練（関連施策：1-1）</p>	
<p>・ 各地に甚大な被害をもたらしている線状降水帯の発生を想定した訓練を初めて実施し、初動対応力の一層の強化を図りました。</p>	<p>・ 災害対応の実効性向上を図るため、令和6年能登半島地震の被災地の支援活動や調査を通じて得られた気づきもふまえて、県災害対策本部の組織体制の検証と見直しを行い、新たな体制に基づく訓練を実施します。</p>
<p>・市町への支援（訓練、マニュアル整備、災害時の職員派遣）（関連施策：1-1）</p>	
<p>・ 市町が実施する図上訓練等について、市町のニーズや状況に応じ、企画・立案、運営等において必要な支援を行いました。また、令和6年</p>	<p>・ 市町の災害対応力のさらなる充実・強化を図るため、市町との意見交換の場を設け、ニーズを把握するとともに、引き続き、市町が実施す</p>

<p>能登半島地震の被災地支援活動に、市町、防災関係機関等とともに取り組む中、多くの市町職員が派遣され、実際の災害対応業務を経験しました。</p>	<p>る図上訓練等の企画・立案、運営等について、ニーズや状況に応じて必要な支援を行います。</p>
<p>・台風接近時等において、緊急派遣チームを市町に派遣し、被害情報の収集や要請事項の把握を行いました。また、緊急派遣チーム登録者に必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に市町に派遣する訓練を実施しました。</p>	<p>・今後も、台風接近時等においては、被害情報の収集や要請事項の把握を行うため、緊急派遣チームを市町に派遣します。また、市町支援の専門性向上を図るため、引き続き必要な研修を実施するとともに、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、実際に市町に派遣する訓練を実施します。</p>
<p>・防災情報の提供（関連施策:1-2）</p>	
<p>・気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供し、災害時の適切な避難行動の促進を図りました。</p>	<p>・県民の皆さんが外出先においても津波等から避難できるよう、三重県独自の防災アプリを開発し、避難に必要な情報を発信します。また、災害時の適切な避難行動を促進するため、関係機関と連携した避難訓練を実施します。</p>
<p>・市町への支援(避難体制)（関連施策:1-2）</p>	
<p>・地域の避難路検討やタウンウォッチングなど市町や地域が取り組む津波避難対策に対して、防災技術指導員を派遣し支援(100回)しました。</p> <p>・避難行動要支援者の個別避難計画の作成や夜間を想定した避難路の確認など、市町が実施する避難が困難な状況下における適切な避難行動に繋げるための取組を支援しました。</p>	<p>・地域の実情に応じた津波避難の実効性を高めるため、引き続き、市町等の要請に応じて防災技術指導員を派遣します。</p> <p>・引き続き、市町が実施する避難行動要支援者の避難対策や夜間避難に関する取組について支援します。</p>
<p>・市町への支援(避難所)（関連施策:1-2）</p>	
<p>・市町が取り組む避難所運営マニュアルの作成や避難所の資機材整備等に対し、地域減災力強化推進補助金により支援しました。また、避難所の適切な運営や感染症対策を促進するための実地によるアセスメントを実施(6市町)しました。</p>	<p>・県民が「避難所の確保・整備」を重視しているとの1万人アンケートの結果もふまえ、避難所の環境整備を促進するため、新たに避難所における非常用自家発電設備等で稼働する空調設備の整備を行う市町に対して支援します。また、市町による避難所の適切な運営を促進するため、令和6年能登半島地震の避難所運営支援活動を通じて得られた気づきもふまえ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定に取り組みます。</p>
<p>・帰宅困難者等の支援（関連施策:1-1）</p>	
<p>・帰宅困難者のための「災害時帰宅支援ステーション」について、県民の皆さんの理解を促進するため、ホームページを開設するとともに、チラシを作成し、防災イベントで配布しました。</p>	<p>・帰宅困難者が安全な場所に留まることができる場所の拡大に向け、新たな事業者との協定締結に取り組みます。</p>

◆救助・避難 ハード面	
・市町への支援(津波避難タワーなどの整備) (関連施策:1-2)	
・津波到達までに時間的猶予がない市町が実施する津波避難タワー(7基)や避難路等の整備などに対して支援を行いました。	・津波から県民の皆さんの命を守るため、市町による津波避難施設等の整備に対して支援します。
・県災害対策本部オペレーションルームの設置 (関連施策:1-1)	
・県災害対策本部要員と防災関係機関の職員が活動するための常設のオペレーションルームと対応方針を決定するシチュエーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図りました。	・豪雨や地震の発生等により、災害対策本部が設置された際は、オペレーションルーム等を活用して災害対策活動を適切に実施します。
◆復旧	
・緊急輸送・搬送ネットワークの確保 (関連施策:1-3)	
・災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅の拡幅を進めました。	・緊急輸送道路等で大規模災害発災時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っています。また、能登半島地震において道路が被災し、救急・救援活動に支障をきたしたことを踏まえ、引き続き、大規模災害発生時であっても緊急輸送機能を確保するための対策を進めます。
・災害廃棄物の迅速な処理 (関連施策:4-2)	
・大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の現地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めました。	・災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で現地訓練を実施するなど、人材育成に取り組みます。

※下線部が当部所管の取組

(2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）対策では、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されたことから医療提供体制や入院調整、各種公費支援等、適切な経過措置を講じながら段階的に移行を進め、令和6年4月以降、通常の医療提供体制へ完全移行しました。また、令和6年3月末で一部継続していた経過措置を終了しましたが、通常の医療体制への完全移行による混乱等が生じないよう、電話相談窓口等の県独自の対応を継続しています。

新たな感染症に備えるため、新型コロナに関するこれまでの取組をふまえ、「三重県感染症予防計画」の保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催し、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携体制の充実等を図りました。引き続き、感染症発生・まん延時に必要な保健・医療提供体制を確保するとともに、関係機関との連携体制の充実を図ります。

新型コロナの影響を受けた事業者に寄り添った支援では、コロナ禍やエネルギー・原材料価格等高騰の影響を乗り越え、従業員の賃金引き上げにつなげようとする中小企業・小規模企業の取組等を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金の交付を行うとともに、企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において伴走支援型特別保証を活用した全てのメニューの保証料の無料化や、融資対象の拡大を行いました。中小企業・小規模企業の経営環境は依然として厳しいことから、中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう、手厚い資金繰り支援を行います。

新型コロナの影響を受けた生活相談に係る支援では、こころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、拡充した電話相談体制やSNSでの相談を継続して実施します。

新たな感染症による社会・経済活動への影響に備えるため、中小企業・小規模企業の事業継続計画の策定支援に引き続き取り組んでいきます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和5年度取組と令和6年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和5年度の主な取組	令和6年度以降の課題と対応
◆新型コロナウイルス感染症対策	
・専門家の意見をふまえた感染症対策（関連施策：2-2）	
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナは、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更され、通常の医療提供体制へ段階的に移行することとなったことから、関係団体等と連携のうえ、外来対応の拡大、病床確保によらない形での入院患者の受入、医療機関間による入院調整等を段階的に進め、令和6年3月末で一部継続していた特例措置を終了しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制への完全移行による混乱や医療提供体制のひっ迫が生じないよう、県独自の対応として、電話相談窓口や感染状況（県内病院全体の在院者数）の把握等を当面の間継続します。
・必要な感染症対策をふまえた教育活動の継続、学校行事等の円滑な実施（関連施策：14-5）	

<ul style="list-style-type: none"> ・学校における基本的な感染防止対策に取り組みました。地域や学校で感染が流行している場合には、活動に応じた感染防止対策を一時的に強化したうえで、各教科の指導や学校行事を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。
<p>・外国人住民への情報提供と相談等の対応（関連施策：12-3）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナに関する情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しました。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を引き続き適切に提供します。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い生活全般に関する相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、弁護士等による専門相談により相談者に寄り添いきめ細かな対応を行うとともに、令和6年度からは庁内外の関係機関とともに相談事例についてのケース検討会を実施するなど、相談員の資質向上や相談体制の更なる充実に取り組みます。</u>
<p>◆新たな感染症への備え</p>	
<p>・新たな感染症の発生に備えた体制整備（関連施策：2-2）</p> <p>・県民への正確な情報発信による感染予防・感染拡大防止（関連施策：2-2）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナに関するこれまでの取組をふまえ、「三重県感染症予防計画」の保健・医療提供体制に関する記載事項を充実するとともに、感染症に係る医療提供体制等の数値目標を設定するなど、予防計画の改定を行いました。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「三重県感染症予防計画」の実効性を担保するため、県と医療機関等との間で、病床の確保や発熱外来の実施等にかかる協定を締結することで、感染症発生・まん延時に必要な保健・医療提供体制を確保します。</u> ・ <u>また、職員の研修を実施するなどにより、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図るとともに、IHEAT等保健所の応援体制を整備し、保健所体制の強化を行います。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事業所や施設等における感染症発生時の拡大防止のため、高齢者や障がい者の入所施設等の職員を対象に新型コロナ感染予防対策研修会を開催しました。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>引き続き、事業所や施設等における感染症発生時の拡大防止のため、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザ薬等の管理を行いました。また、感染症発生時は、医</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>引き続き、発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備えるため、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄して</u>

療機関、消防、警察等の関係機関との連携した対応が重要となることから、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催し、連携体制の充実を図りました。	いる抗インフルエンザウイルス薬等の管理を行うとともに、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図ります。
・ 感染症の流行状況に応じた正確な情報発信が重要であることから、感染症発生動向調査システム*等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行うとともに、県民等への正確な情報発信を行いました。	・ 引き続き、感染症の予防や感染拡大防止を図るため、感染症発生動向調査システム等を活用した、感染症発生情報の収集・解析を行うとともに、県民等への正確な情報提供に取り組みます。
・ 教育活動を継続するための感染症対策（関連施策：14-5）	
・ 学校における基本的な感染防止対策に取り組むとともに、地域や学校で感染が流行している場合には、各教科の指導や学校行事について、それぞれの活動内容に応じた感染防止対策を、一時的に強化する措置を講じて実施しました。	・ 引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。
・ 外国人住民をサポートする主体間のネットワークづくり（関連施策：12-3）	
・ <u>日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会をとらえて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行いました。</u>	・ <u>日本語の習得を必要とする全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室開設の支援や学習支援ボランティアの育成等を行うとともに、日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、令和6年度はオンライン日本語教室をモデル的に実施します。</u>
◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に寄り添った支援	
・ 事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援（関連施策：5-1、5-2、7-1、8-1）	
・ 新型コロナにより大きな打撃を受けた観光産業の早期回復に向け、全国旅行支援を令和4年度に引き続き7月21日まで実施しました（利用者数：約240万人）。	
・ エネルギー・原材料価格高騰等の影響を乗り越え、従業員の賃金引き上げにつなげようとする中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換に向けた取組等を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金を3回に渡って公募、交付決定を行いました。（採択件数 合計570件）	・ 中小企業・小規模企業が、エネルギー価格や労務費等の高騰による影響を乗り越え、経営力の向上につなげ、成長と分配の好循環を実現できるよう、「三重県版経営向上計画」を活用しつつ、商工団体等が効果的に伴走支援できる体制の整備を引き続き行っていきます。
・ 新型コロナに加え、原油・原材料価格高騰等の影響を受けた企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において伴走支援型特別保証を活用した全てのメニューの保証料を無料化するとともに、利益率減少の場合にも利用できるよう融資対象を	・ 新型コロナや長期化する原油・原材料価格高騰等の影響を受けた中小企業・小規模企業の経営環境は依然として厳しく、また、4月にはゼロゼロ融資の返済開始の最後のピークが到来することから、中小企業・小規模企業の事業継続に支障が生じないよう手厚い資金繰り支援

<p>拡大し、セーフティネット資金で1,639件、リフレッシュ資金で3,764件の新規貸付を行いました。</p>	<p>を行います。あわせて、物価高や労働力不足など構造的な課題の克服に向けて取り組む事業者が、設備投資や経営力強化に必要な資金を円滑に調達できるよう、新たな融資制度を創設し支援を行います。</p>
<p>・感染防止対策と両立した社会経済活動に対する支援（関連施策:5-1、5-2、5-3、7-1）</p>	
<p>・生活様式等の変化を的確に捉えた積極的に事業展開に対する支援（関連施策:5-3、7-1、7-4、8-2）</p>	
<p>・事業者の利便性に資するため、新型コロナの感染防止対策として急速に普及したオンラインの技術を活用し、海外向け商談会のうち計3回をオンライン形式(対面との併用を含む)で実施しました。</p>	<p>・コロナ禍の終息後、対面での展示会や商談会の機会が増えてきていますが、移動時間等の制約を受けない利便性から、オンラインの利用を希望される場合も少なくないため、引き続き、事業者の希望に応じ、オンラインを活用した商談機会も提供していきます。</p>
<p>・川下企業の新たなニーズを把握しながら、中小企業・小規模企業の取引拡大を支援するため、商談会を6回、展示会を2回開催し(参加受注企業 計77社)、県内外の川下企業との商談機会を提供してきました。また、首都圏の大規模展示会に出展する機会を提供しました。(会場出展 5社、オンライン出展 1社)</p>	<p>・取引拡大の機会を提供することは県内中小企業・小規模企業の経営力の強化のために有効な手段であるため、引き続き、受注企業のニーズにかなった商談機会の提供に取り組むとともに、工業研究所や(公財)三重県産業支援センター等との連携を強化することで、県内中小企業・小規模企業に対する効果的な販路開拓を行います。</p>
<p>・海外との往来の制限が解除され、海外ビジネスの本格的な再開が見込まれることから、海外企業との商談会等の取組を支援する制度を設け、県内中小・小規模企業の海外展開を支援しました。</p>	<p>・海外とのビジネスが本格的に再開され、海外市場の獲得など企業の海外展開は喫緊の課題となっており、引き続き、県内中小・小規模企業の海外展開を支援します。</p>
<p>・企業等によるワーケーション*を促進するため、ワーケーションプログラムのテストマーケティング等を通じて、企業ニーズや課題を把握し、より企業への訴求力があるプログラムの造成等に取り組みました。</p>	<p>・引き続き、企業等によるワーケーションを促進するため、首都圏において、観光や移住の紹介も含めたワーケーションプログラムのPRイベント等を開催します。</p>
<p>◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活相談に係る支援</p>	
<p>・相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居、生活資金、食料支援等) (関連施策:13-1) ・外国人からの生活相談対応 (関連施策:12-3)</p>	
<p>・物価高騰等の影響が長引く中、三重県生活相談支援センターに寄せられる生活に困窮する人からの相談に対し、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特</p>	<p>・急激な物価高騰等の影響を受け、生活福祉資金特例貸付の償還を行っている世帯の生活状況が再び悪化することがないように、生活困窮者自立支援法に基づく各種事業等を効果的に実施するなど、相談者一人ひとりの実情に応じた</p>

<p>例貸付の償還にかかる借受世帯へのフォローアップ等)に取り組みました。</p>	<p>丁寧な支援を行います。</p>
<p>・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。【再掲】</p>	<p>・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い生活全般に関する相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、弁護士等による専門相談により相談者に寄り添いきめ細かな対応を行うとともに、令和6年度からは庁内外の関係機関とともに相談事例についてのケース検討会を実施するなど、相談員の資質向上や相談体制の更なる充実に取り組みます。【再掲】</p>
<p>・自殺に対する相談体制の確保 (関連施策:13-1)</p>	
<p>・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進しました。また、新型コロナの影響を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、引き続き相談体制を強化しました。</p>	<p>・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取り組むを推進します。また、新型コロナの影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施します。</p>
<p>◆新たな感染症による社会・経済活動への影響の対応</p>	
<p>・新たな感染症に直面した際の備え (関連施策:13-1) ・中小・小規模企業における事業継続に向けた対応強化 (関連施策:7-1)</p>	
<p>・「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、自殺対策を総合的かつ計画的に推進しました。</p>	<p>・「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取り組むを推進します。</p>
<p>・国の「事業継続力強化計画」の仕組み等を活用しながら、商工会議所・商工会等と連携して、中小企業・小規模企業の事業継続計画(BCP*)策定に向けた支援を行いました。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構や損害保険会社等と連携して、策定のメリットや具体的ポイントをお伝えするセミナー・ワークショップを開催するなど、BCPの策定をめざす中小企業・小規模企業の支援を行いました。</p>	<p>・BCP策定には多くの作業が必要となるため、経営資源に限りのある中小企業・小規模企業にとってはハードルが高く、策定が進みにくい現状ですが、中小企業・小規模企業の自然災害等への備えを後押しすることは事業継続力強化のために重要であることから、国の「事業継続力強化計画」の仕組みの活用他、BCP策定マニュアルや、簡易な手順でBCPを策定するためのひな形の作成など、中小企業・小規模企業がBCP策定に着手しやすくなる方策も講じながら、中小企業基盤整備機構や商工会議所・商工会、みえ防災・減災センター等と連携して、中小企業・小規模企業のBCP策定を支援します。</p>

※下線部が当部所管の取組

第3章 施策の取組

施策3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>関係機関・団体と連携し、幅広い世代に対して、交通事故防止を自分事として捉えてもらう広報・啓発活動を行うとともに、県交通安全研修センターにおいて、年齢に応じた参加・体験・実践型の教育を実施するなど、交通安全に対する理解促進に向けた取組が進んでいます。また、摩耗した横断歩道などの交通安全施設等の更新が進むとともに、横断歩行者妨害違反など交通事故実態等に応じた交通指導取締りを推進しています。</p> <p>前年より、飲酒運転事故件数は減少し、横断歩道の平均停止率は上昇しているものの、交通事故死者数は増加し、いずれも目標は達成していないため、交通安全意識の更なる向上に向けた取組を進める必要があります。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

・四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動とおして、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組むとともに、「三重県交通安全条例」において加入を義務づけた自転車損害賠償責任保険や道路交通法改正に伴う自転車等の乗車用ヘルメット着用努力義務化などについて、チラシ・テレビ・ラジオ、SNS広告(66万回再生)や関係機関等との連携により、周知・啓発を行いました。

・県交通安全研修センターにおいては、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を行いました。(全利用者数 3,862 人、指導者養成・資質向上研修受講者 1,334 人、高齢者講習受講者 427 人、利用者の満足度 96.6%)

・交通事故死者に占める割合の高い高齢者や自転車利用者等の交通弱者を対象に、参加・体験・実践型の自転車事故防止研修会を開催し、自転車の交通ルール遵守の徹底を図りました。また、高齢者を対象に先進安全自動車の乗車体験会の開催や「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を行いました。(参加数 786 店舗)

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

・令和4年の飲酒運転事故件数が前年を大きく上回ったことから、関係機関・団体と連携し、コンビニや飲食店等へのステッカー等の掲出などにより、規範意識の更なる定着を図りました。また、飲酒運転違反者に対してはアルコール依存症に関する診断の受診・勧告に加え、再勧告を行うことで、受診促進を図り、再発防止の強化に努めました。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

・歩行者の安全を確保するため、ゾーン 30 プラス(2地区)の整備や摩耗した横断歩道(2,271 本)、老朽化した路側式道路標識(1,116 本)、信号制御器(153基)等の交通安全施設等の更

新を進めました。このほか、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正な維持管理に努めました。

④ 道路交通秩序の維持

・交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえた、移動オービス等の活用による速度取締りに取り組んだほか、横断歩行者妨害違反や飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
交通事故死者数						①	
—	60人	58人以下	87.9%	56人以下	—	53人以下	b
62人	60人	66人		—	—	—	
飲酒運転事故件数						②	
—	25件	23件以下	71.9%	21件以下	—	16件以下	c
28件	42件	32件		—	—	—	
横断歩道の平均停止率						④	
—	50.0%	60%以上	96.5%	70%以上	—	85%以上	b
45.8%	56.7%	57.9%		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

・令和5年の交通事故死者数が前年に比べ6人増の66人となったことから、交通事故実態などをふまえ、交通安全意識の更なる向上を図るため、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発を、関係機関・団体と連携し推進します。

・交通死亡事故において、高齢者が5割、歩行者及び自転車利用者の交通弱者が4割を占めることから、テレビのWEB配信サービス等による広報を通じて、横断歩道の一時停止、ヘルメット着用促進を含めた自転車安全利用などについて重点的に啓発します。また、「運転免許証自主返納サポートみえ」の周知を図ります。

・県交通安全研修センターにおいて、道路交通法改正に準拠した専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組めます。

② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

・令和5年の飲酒運転事故件数は前年より10件減少しましたが、飲酒運転の根絶には至っていないため、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という規範意識の定着と再発防止を図る取組が必要です。

・飲酒運転根絶について、幅広い県民の皆さんへ周知するため、テレビのWEB配信サービス等による広報・啓発に取り組むとともに、コンビニや飲食店等における更なる啓発や飲酒運転防止教育について、関係機関・団体と連携しながら取り組めます。また、再発防止については、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する診断の受診促進を図っていきます。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

・令和9年度末で信号灯器の白熱電球が販売終了となることから、計画的に信号灯器のLED化を進めます。また、交通の安全と円滑を図るため、引き続き道路交通環境の変化等により、実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正な維持管理に取り組むとともに、老朽化した信号制御器、信号柱等の更新、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替えを行うなど交通安全施設等の更新・整備を行います。

④ 道路交通秩序の維持

・交通事故の発生実態等の高度な分析や地域住民からの要望に基づいた効果的な交通安全指導及び交通指導取締りを推進します。特に、子どもの通行が多い生活道路等における横断歩行者妨害違反や速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた活動を推進し、交通事故抑止に取り組めます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	3,660	4,008	5,024
概算人件費	5,055	4,985	—
(配置人員)	(568人)	(565人)	—

施策3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>自主的かつ合理的な消費活動に向け、出前講座の実施や SNS 等での情報発信、消費者啓発地域リーダーの活用など、世代に応じた消費者教育・啓発の取組が進んでいます。しかし、講習等の実施学校数(累計)については、目標に届いていないため、教育委員会等との連携を強化して取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、消費生活相談については、相談員の研修等による資質向上を図っており、あっせんにより消費者トラブルが解決につながるなど、利用しやすい相談体制の構築が進んでいます。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、若年者に認知度の高い同世代の出演者による啓発動画を制作し、SNSで発信(表示回数約650万回)するなど、当該世代が当事者意識を持てるような手法を活用し、契約の基礎知識等の周知を図りました。また、教育委員会等との連携により、学校に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しました。
- ・地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」の養成講座を開催した結果、新たに14名の登録を得ました(登録者数計87名)。また、在宅の高齢者への取組としてガス検針票への周知文の掲載、牛乳配達時に啓発チラシの配付を行い、事業者と連携した普及啓発を推進しました。
- ・県民の皆さんにエシカル消費*への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとしていただけるよう、イベント等において啓発チラシの配布を行うなど情報提供を行うとともに、「みえ環境フェア」に出展し、啓発を行いました。また、令和4年度に制作したエシカル消費啓発CMを SNS 上で情報発信(表示回数約200万回)しました。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県消費生活センターにおいて、1, 817 件の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、その解決・救済につなげました。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行いました。
- ・国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月 1 回(計 12 回)開催し、相談員の資質向上を図りました。また、市町の相談員の確保に向け、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、人材確保を支援しました。

・「特定商取引に関する法律」に基づき 1 件の指示処分、3 件(うち 1 件は近隣県と合同)の指導を行うとともに、事業者面談を 62 件行いました。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、調査を16件、指導を4件行いました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用するとした人の割合							①②	
—	79.3%	80.3%	106.6%	81.3%	—	83.3%	a	
78.3%	75.7%	85.6%		—	—	—		
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合							②	
—	92.0%以上	92.0%以上	100%	92.0%以上	—	92.0%以上	a	
88.9%	93.5%	95.6%		—	—	—		
講習等の実施学校数(累計)							①	
—	47校	78校	78.6%	109校	—	170校	c	
15校	36校	69校		—	—	—		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発を効果的に行う必要があるため、県教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者自身の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオでの情報提供や、SNSで動画を発信するなどの啓発に取り組みます。
- ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援していく必要があるため、消費者啓発地域リーダーの新規養成を進めるとともに、既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修の開催や、タイムリーな情報提供を行います。
- ・令和5年度実施の消費者庁調査や県電子アンケート(e-モニター)によると、人や社会、地域、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費の認知度がまだ低く、その普及啓発を図っていく必要があるため、イベント等へ出展するとともに、SNSや県ホームページ等を活用して啓発を行います。
- ・県民の消費生活の安定及び向上を図るため、有識者や関係者等の意見を聴きながら、「三重県消費者施策基本指針」(令和2年度～令和6年度)の改定を行います。

② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上に取り組む必要があるため、国民生活センターの研修等の活用、勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。
- ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	61	73	81
概算人件費	125	115	－
(配置人員)	(14人)	(13人)	－

施策4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素*社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガス*の排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」(以下「総合計画」)の目標を達成するため、温室効果ガスの一層の削減が必要です。</p> <p>一方、企業の脱炭素経営の取組への支援や事業者と連携した省エネ家電の購入促進など、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営などの取組が進んでいます。</p> <p>さらに、子どもから大人まであらゆる主体を対象とした環境教育・環境学習に係る講座やイベント等の開催を通じて、地球温暖化の緩和をはじめ、環境に配慮した行動に自ら取り組む人づくりが進んでいます。</p>
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向けた県民運動の展開を図るため、Web広告を活用した脱炭素につながる取組の情報発信や「ミッションゼロ 2050 みえ推進チーム」トップチーム会議を開催しました(令和6年2月20日開催)。また、事業者、市町等と連携して省エネ家電の普及促進や再配達防止などの「COOL CHOICE*」を推進しました(みえ省エネ家電推進協力店舗:525 事業所)。
- ・太陽光発電設備等の設置を促進するため、一括発注によるスケールメリットを生かして価格低減を図る「三重県太陽光発電設備等共同購入事業」や、国の交付金を活用して事業者および県民に対する太陽光発電設備等の設置補助を行いました(共同購入契約世帯数:127世帯、事業者向け補助:8件、個人向け補助件数:49 件)。
- ・産業・業務部門の温室効果ガスの削減のため、「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所に対して、計画書の進捗や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施しました(109 事業所)。また、県内の中小企業4社に脱炭素経営に係るアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しました。
- ・県内市町の実効的な地域脱炭素の取組へとつなげていくため、環境省の「地域脱炭素ステップアップ講座」の採択を受け、県、市町で構成する「低炭素なまちづくりネットワーク会議」において、脱炭素に関する支援策、先進事例、民間企業との連携事例等を紹介し、意見交換等を行いました(3回開催)。
- ・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、伊賀庁舎へPPA(電力販売契約)等を活用した太陽光発電設備や蓄電池を導入するとともに、電気自動車の導入に併せてソーラーカーポートを整備し、ゼロカーボンドライブの推進を図りました。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、情報を共有するとともに、関係部局と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進しました(3回開催)。

<p>② 気候変動適応の取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進するため、三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や整理を行うとともに、「三重県気候変動影響レポート」に取りまとめ情報発信を行いました。また、県民の皆さんに気候変動対策をより身近なものとしてとらえていただくため、定期的に情報誌を発信しました。 ・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方気象台と連携して三重県気候講演会を開催するなど普及啓発を行いました(参加者 740 人)。
<p>③ 環境教育・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等の環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動する人づくりに向けて、三重県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や、子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しました。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけた地域で環境学習の推進を担える人材を育成しました(環境講座等 380 回、参加者 20,826 人)。 ・三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、三重県地球温暖化防止活動推進員が実施する出前講座やイベント等の地球温暖化防止に係る普及啓発活動を支援し、温室効果ガス削減活動の推進を図りました(出前講座等 210 回、参加者 11,438 人)。
<p>④ 事業者による環境配慮の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行いました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)							①②③④
—	23,146 千 t-CO ₂ (2年度)	22,376 千 t-CO ₂ (3年度)	94.2%	21,606 千 t-CO ₂ (4年度)	—	20,066 千 t-CO ₂ (6年度)	b
23,916 千 t-CO ₂ (元年度)	23,117 千 t-CO ₂ (2年度)	23,760 千 t-CO ₂ (3年度)		—	—	—	
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)							①
—	60 事業所	525 事業所	825.0%	620 事業所	—	650 事業所	a
19 事業所	521 事業所	554 事業所		—	—	—	
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)							③
—	15,000 人	30,000 人	215.1%	90,000 人	—	150,000 人	a
—	30,493 人	62,757 人		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 気候変動の緩和の取組の促進

・脱炭素社会の実現に向け、総合計画の温室効果ガス排出削減目標を達成するため、県民の皆さん、事業者、市町、三重県地球温暖化防止活動推進センター等さまざまな主体と連携し、国が新たに進める省エネ家電、電気自動車、省エネ住宅、自家消費型太陽光発電施設の導入促進などの「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)」の県内での展開を図り、その定着を促進します。

・温室効果ガス排出量の多い産業・業務部門における取組は今後も重要であることから、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にヒアリング調査を実施し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対しては、パリ協定の求める水準の中長期的な温室効果ガス排出削減目標の設定やその取組等の支援を行います。

・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があるため、県有施設へ自家消費型太陽光発電施設と電気自動車を導入し、使用電力の脱炭素化と電気自動車の運行に太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブを推進します。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部局と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。

② 気候変動適応の取組の促進

・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進めるため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集・整理や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動影響に関する情報を取りまとめた情報誌を定期的に作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。

③ 環境教育・環境学習の推進

・環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、引き続き、三重県環境学習情報センター等において、四日市公害の歴史等をふまえつつ、気候変動など近年の課題も含めて、知識だけでなく体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。

④ 事業者による環境配慮の促進

・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して適切な指導を行っていきます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	893	1,099	1,595
概算人件費	125	132	—
(配置人員)	(14人)	(15人)	—

施策4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>廃棄物の再生利用の状況は横ばいとなっており、引き続き、さまざまな主体による「3R+R」や循環関連産業の振興に向けた取組を進める必要がありますが、事業者によるプラスチックのマテリアルリサイクル等の高度なりサイクルへの取組や食品ロス削減など、社会的課題の解決に資する資源循環の取組は進んでいます。</p> <p>また、PCB廃棄物や建設系廃棄物の適正処理の取組の強化を図るなど、廃棄物処理の安全・安心の確保に向けた取組が着実に進んでいます。</p>
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

- ・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリや SNS を活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発を行いました。
- ・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しました(1,296 事業所)。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・産業廃棄物税を財源として、排出事業者や処理業者による産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、温室効果ガス*の排出削減等が積極的に進められるよう、研究開発や設備機器の設置等に係る支援を行いました(補助件数8件)。
- ・循環関連産業の振興を図るため、セミナー等を通じた人材育成、DX*推進、新規事業支援に取り組みました。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組みました。
- ・大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成を進めました。
- ・不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、スマホ110番の導入や自動運用型ドローンによる監視手法の実証事業に取り組みました。また、解体工事に伴って排出される建設系廃棄物の対策として、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めました。
- ・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障の除去等を行った4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、安全・安心を確保するため、モニタリング等を実施しました。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

- ・プラスチックごみ対策については、マテリアルリサイクルの促進を図るため、使用済みプラスチックの情報について、排出事業者が容易に登録でき、リサイクル事業者が効率的に取得できるオンライン上のマッチングシステムを構築しました。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施するなど、県民の皆さんが楽しみながらできる取組を通じて、散乱ごみ対策に取り組みました。
- ・三重県食品提供システム「みえ～る」の活用を通じて食品ロスの削減を促進するため、参加企業・団体の拡大に取り組みました(登録 94事業所、提供 21,961kg)。また、小売店や飲食店と連携し、食品ロスの削減に向けた啓発に取り組みました。
- ・廃棄量の増加が懸念される太陽光パネル等の製品について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握を進めました。

⑤ 人材育成とICTの活用

- ・みえ産廃申請案内チャットボットや電子申請窓口の運用を行い、手続きのDXを推進しました。
- ・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、セミナー等を開催しました(1月開催、参加者約 230 人)。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目							関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価	
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		
廃プラスチック類の再生利用率							①②④	
—	63% (3年度)	65% (4年度)	91.8%	67% (5年度)	—	73% (7年度)	b	
61.3% (2年度)	60.6% (3年度)	59.7% (4年度)		—	—	—		
カーボンニュートラル*等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)							④	
—	100 事業者	150 事業者	124.0%	250 事業者	—	300 事業者	a	
61 事業者	148 事業者	210 事業者		—	—	—		
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率							③	
—	100%	100%	100%	100%	—	100%	a	
92%	100%	100%		—	—	—		
建設系廃棄物の不法投棄件数							③	
—	10 件以下	10 件以下	100%	10 件以下	—	10 件以下	a	
12 件	11 件	8 件		—	—	—		

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① パートナーシップで取り組む「3R+R」

・県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、減量化・リサイクルに役立つ情報を市町や関係団体と共有し、連携して発信していきます。
 ・事業者による自主的な取組を一層促進するため、優良な取組の情報発信を積極的に行いながら「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組めます。

② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資するため、産業廃棄物税を財源とした補助制度を継続的に見直しつつ、設備機器の設置等を促進します。
 ・資源の循環利用等により地域における経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

・排出事業者責任の徹底に向けて、優良認定処理業者への委託や、関係機関と連携した産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を一層促進します。ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。
 ・災害時に発生する廃棄物の迅速な処理に向け、現場対応力の向上や、混合廃棄物等の広域処理応援体制の強化を図るため、市町、関係団体と連携し、市町の仮置場候補地で実地訓練を実施するなど、人材育成に取り組めます。
 ・産業廃棄物の不法投棄が後を絶たないことから、早期発見・早期是正に向け、監視カメラや不法投棄通報システム等、ICTを活用した効率的かつ効果的な監視・指導活動を推進するとともに、新たな監視手法の検討、実践に向けて取り組めます。特に、建設系廃棄物の不適正処理を未然防止するため、排出事業者等のコンプライアンスの意識向上に向けた研修会の開催、法令の周知のための啓発活動に取り組めます。
 ・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、引き続きモニタリング等の実施により、安全・安心を確保します。

④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

・更なる脱炭素*化に向け、プラスチックのリサイクルを促進するため、事業者、市町と連携し、高品質かつ効率的なリサイクル事業の実施に向けた取組を進めます。
 ・海洋プラスチックごみ対策として、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策を行います。
 ・食品ロスの削減対策を継続的に進めていくため、引き続き、三重県食品提供システム「みえ～る」の運用拡大に取り組むとともに、小売店や飲食店等と連携した普及啓発に取り組めます。
 ・使用済み太陽光パネルについて、処理実態や将来の排出見込等をふまえ、関連事業者と連携し、効率的な回収からリサイクルまでの仕組みの構築に向けた検討を進めます。

⑤ 人材育成とICTの活用

・動静脈連携や脱炭素化、DXの推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、事業者自らが新たな取組を進められるようセミナー等を開催します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	3,100	960	859
概算人件費	703	644	—
(配置人員)	(79人)	(73人)	—

施策4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	工場等に対する立入検査や指導等により、事業者にはコンプライアンス意識が浸透しています。一方、大気環境や水環境における環境基準の達成割合は高い水準ではあるものの、目標値を下回りました。 また、関係機関との連携により生活排水処理施設の整備率が向上するとともに、「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善対策の取組が進んでいます。 さまざまな主体が、水環境の保全活動を着実に実施しています。(参加者集計中)

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 大気・水環境等の保全

- ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しました。
- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等による環境基準等の適合状況を確認したところ、多くの地点(89.5%(速報値))で達成していました。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しました(整備率:89.6%(速報値))。
- ・流域下水道では、北勢沿岸流域下水道南部浄化センター第2期整備事業の建設や、宮川流域下水道の幹線管渠の延伸等を進めるとともに、施設の地震対策や老朽化対策を実施しました。
- ・令和5年1月に策定した「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき、1市1町の2処理区で農業集落排水施設を公共下水道に接続する工事に着手するなど、汚水処理施設の統合を促進しました。

③ きれいで豊かな海の再生

- ・「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和4年10月に策定した「第9次水質総量削減計画」に基づき、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する四日市大学や研究機関等との共同研究、松阪市地先における干潟・浅場造成に向けた調査・設計の実施、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等について取り組み、進捗管理を行いました。

④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理の取組を推進しました。
- ・岐阜県、愛知県、三重県の三県が共同し、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」を令和6年3月に策定しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
環境基準達成率							①
—	94.3%	95.2%	94.0%	96.2%	—	98.1%	b
90.5%	89.5%	89.5% (速報値)		—	—	—	
生活排水処理施設の整備率							②
—	89.3%	90.3%	99.2%	91.3%	—	93.1%	b
88.2%	89.0%	89.6% (速報値)		—	—	—	
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数							③
—	4取組	5取組	120%	6取組	—	7取組	a
3取組	6取組	6取組		—	—	—	
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数							④
—	18,500人	19,500人	(未確定)	21,000人	—	24,000人	未確定
17,496人	23,252人	(集計中)		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和6年度以降に残された課題と対応

① 大気・水環境等の保全

- ・引き続き、排出基準等の遵守を確認するため、工場等への立入検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。
- ・大気環境はおおむね良好な状態を維持していますが、光化学スモッグ*濃度については上昇することがあります。今後も大気常時監視を継続し、光化学スモッグ濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。
- ・河川や海域における環境基準達成率は、近年改善傾向にあります。伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況であり、調査研究を行います。

② 生活排水処理施設の整備促進

- ・生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、令和4年度末の整備率は全国平均の92.9%と比較すると89.0%と低い状況であるため、引き続き、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。
- ・流域下水道の整備においては、北勢沿岸流域下水道南部浄化センター第2期整備事業の令和6年度末供用をめざすとともに、宮川流域下水道の幹線管渠の延伸等を進めます。また、能登半島地震での被害を踏まえ、流域下水道施設の地震対策や老朽化対策を進めます。
- ・「三重県汚水処理事業広域化・共同化計画」で市町が目標設定した42施設の統廃合が円滑に進むよう、引き続き、助言等を行っていきます。

③ きれいで豊かな海の再生

・良好な水質と生物生産性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組んでいく必要があることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟等生物生息場の保全に関する取組等の進捗管理を実施していきます。

④ 海岸漂着物対策の推進

・伊勢湾流域圏での効果的な海岸漂着物対策を進めるためには、行政だけでなくNPOや民間団体等のさまざまな主体が連携し、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進することが必要です。新たに策定した「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」に基づき、実態調査や県民による一斉清掃に取り組むなど、伊勢湾流域圏で広域的な発生抑制対策を推進していきます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	25,445	27,076	31,185
概算人件費	1,050	1,023	—
(配置人員)	(118人)	(116人)	—

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	さまざまな主体と連携した人権啓発イベントの実施等により、人権イベント・講座への参加者数や県人権センター利用者数が増加し、県民の人権意識の向上に一定つながったと考えられます。 相談体制については、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「条例」という)の全面施行に合わせて、さまざまな事案の状況に応じた適切な対応を行うため、新たに職員を配置するとともに、弁護士や臨床心理士をアドバイザーとして配置し、相談に的確に対応しました。また、相談員の資質向上を図るため研修を実施するなど相談体制の充実を進めました。

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや人権啓発の施策を推進しました。
- ・県人権センターでの展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しました。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣(31回)するなど、地域での取組の促進を図りました。
- ・条例で新たに規定された基本理念や人権問題をめぐる状況の変化をふまえ、「三重県人権施策基本方針」及び「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を改定しました。

② 人権教育の推進

- ・子ども支援ネットワークの関係者と協働し、子どもが主体となって保護者や地域住民に人権尊重の意識を広める活動に取り組みました。
- ・人権教育の取組を通じて、多くの子どもたちが人権を守るための行動をしたいと考えるようになった一方で、人権問題によって学習の実施状況に差がみられることから、さまざまな教科領域での学習方法等を紹介する「個別的な人権問題に関する学習促進資料」を作成しました。
- ・人権問題を解決するための手段に関する考え方など、人権問題に関する教職員意識調査から明らかになった課題をとらえ、教職員研修の充実を図りました。
- ・条例をふまえ、学校における人権教育を一層推進するため、「三重県人権教育基本方針」を改定しました。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談窓口において関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組みました。
- ・多様化、複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、県人権センターに新たに職員を配置するとともに、アドバイザー(弁護士・臨床心理士)を配置しました。
- ・条例に基づき、相談体制を運用し、人権相談に対して、助言、調査、関係者間の調整など必要な対応を行いました。また、紛争解決体制では、不当な差別を受けた者からの申立てを受けて、知事による説示を1件実施しました。
- ・インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかける広告を実施し、差別的な書き込みの未然防止に向けた取組を実施しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数							①
—	40,400人	41,800人	109.9%	43,200人	—	46,000人	a
39,312人	38,754人	45,920人		—	—	—	
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合							②
—	89.5%	92.1%	102.2%	94.7%	—	100%	a
86.9%	93.1%	94.1%		—	—	—	
人権に係る相談体制の充実に向けた取組							③
—	相談体制の 充実に向けた 検討	相談体制の 充実	達成	相談体制の 充実	—	相談体制の 充実	a
相談体制の 確保	相談体制の 構築	相談体制の 充実		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

- ・令和6年度以降に残された課題と対応

① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・改定した人権施策基本方針に掲げためざす姿の実現に向け、行動プランに基づいた人権施策を着実に推進していく必要があります。
- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組めます。
- ・令和4年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、条例について、特に

20 歳代の若い世代の認知度が低いことから、若年世代をターゲットにしたSNS等を利用した啓発に取り組みます。

- ・より多くの方に参加してもらえるよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。

② 人権教育の推進

- ・教育公務員が土地購入の際にその土地が被差別部落であることを理由に契約の解除を申し出るという部落差別を行い、その行為に対して条例に基づく説示が出されたことを受け、全教職員を対象に部落問題に関する研修に取り組みます。具体的には、全教職員を対象に「部落問題認識を深めるためのオンデマンド研修」、「部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落問題についての認識を深めるための研修用リーフレットの作成・配付」、「研修用リーフレットに基づいた校内研修」を実施します。

- ・子どもたちが自らの権利について学び、自分や他者が権利の主体であると実感できる学習を進めるとともに、「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障する機会として「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催し、子どもたちに差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育みます。

- ・条例の趣旨をふまえ、子どもたちが人権問題の解決につながる行動をとれる力を身につけられるよう、人権学習指導資料等の活用を進めるとともに、教育活動全体を通じて取り組む人権教育の実践研究を行います。

- ・改定した三重県人権教育基本方針のもと、学校における人権教育を積極的に推進するため、改定内容を周知するとともに、さまざまな人権問題の現状や取組の方向性、教育活動全体を通じた人権教育の推進の視点等を示した「人権教育ガイドライン」を作成し、人権問題の解決と子どもたちの自己実現に向けた教育活動につなげます。

③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、条例に基づく対応を円滑かつ迅速に実施できるよう、相談員の資質向上を図るとともに、相談体制や紛争解決体制を適切に運用する必要があります。

- ・引き続き、県人権センターにアドバイザーを配置します。また、相談機関の相談員を対象とした研修等を実施するとともに、相談方法の拡充を図るため、新たにSNSによる人権相談を実施します。

- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止について、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	510	536	804
概算人件費	694	688	—
(配置人員)	(78人)	(78人)	—

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DV*や性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進をめざし、女性も男性も働きやすい職場環境づくりに取り組む県内企業が増加するとともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先が広がるなど、さまざまな主体による女性活躍や性の多様性を認め合う取組が進んでいます。</p> <p>性暴力の根絶については、性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応し、関係機関と連携しながら誰にも相談できずに悩み苦しんでいる被害者に寄り添った取組が進んでいます。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 男女共同参画の推進

- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました。(主な講演会 令和5年4月：763名参加、令和6年3月：244名参加)
- ・「フレンテみえ」における女性相談は、コロナ禍をきっかけに孤独や不安などの悩みを抱える相談が増加していることから、相談員を増員するなど体制を強化するとともにサポート講座を開催しました。(相談件数：2,522 件、女性のための総合相談：相談員1名増員、心理相談月2回開設、サポート講座3回開催)

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました。(3月末現在：会員数 603団体)
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、策定を支援しました。(支援数：7社)
- ・ジェンダーギャップ解消をめざし、働く女性の目線で、「こうすればもっと暮らしやすい！働きやすい！」をテーマに、グループワーク(「みえ働くサステナラボ」)を実施し、三重県への提言、企業への提案を行いました。(グループワーク参加企業：15社28名、成果発表会：151名参加)

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・性犯罪・性暴力被害に遭った方の支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、電話・SNS相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながら実施しました。(相談件数：497件)
- ・「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、予防教育やその根絶に向けた取組について説明する出前講座を実施しました。(982名受講)
- ・若い世代に対して SNS を活用して「よりこ」を周知し、相談しやすい環境づくりに取り組みました。
- ・『「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」活用研修』や「子どもの性被害防

止出前講座」など、性犯罪・性暴力被害予防の観点を取り入れた研修を開催し、教職員等の性暴力被害対応力の向上に取り組みました。

- ・女性相談支援センター(旧女性相談所)において、女性相談支援員(旧女性相談員)の対応力強化のため、一時保護の初期対応手順など実践的な研修を行いました。また、一時保護されたDV被害者と同伴する子どもへの支援を充実させるため、同伴児連絡調整員を配置し、児童相談所との連携を強化しました。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する理解・行動の促進のため、令和4年度に作成した「ダイバーシティ推進のためのヒント集」の効果的な活用方法も含めた県民向けワークショップを開催しました。(ワークショップ4回延べ153名参加)
- ・性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、県民向けに演劇(記録映像)の上映やトークショー形式の啓発イベントの開催、企業を対象とした研修会を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(「みえにじいろ相談」)、当事者等の交流会を実施しました。(啓発イベント 101名参加、企業向け研修 38名参加)
- ・パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用先の拡充を図りました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価							
KPIの項目							関連する基本事業
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数							②
—	401 団体	426 団体	100.2%	451 団体	—	501 団体	a
376 団体	391 団体	427 団体		—	—	—	
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)							③
—	2,100 人	2,600 人	148.3%	3,100 人	—	4,100 人	a
1,669 人	1,937 人	2,920 人		—	—	—	
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)							④
—	110 団体	120 団体	257.1%	141 団体	—	161 団体	a
100 団体	113 団体	131 団体		—	—	—	

3. 今後の課題と対応
基本事業名
・令和6年度以降に残された課題と対応
① 男女共同参画の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・1万人アンケートで、家庭生活において男女の地位が平等になっていると回答があった割合は、35%にとどまっており、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方や、政策・方針決定過程への女性の参画が促進するよう、講演会の開催などをとおして一層の普及啓発に取り組みます。 ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、コロナ禍以降、依然として高止まりしていることから、引き続き、女性のための総合相談や、さまざまな悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組みます。

② 職業生活における女性活躍の推進

- ・ジェンダーギャップ解消に向け、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、誰もが希望に応じた働き方ができ、家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業、団体と連携し、企業のトップ、リーダー層の意識啓発に向けた取組や働く女性のロールモデルとの交流会を実施します。
- ・ジェンダーギャップに関する背景を分析するため、意識・慣行に関する県民対象の意識調査を行うとともに、一般事業主行動計画の策定支援等の企業に向けた取組支援を行います。

③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・多様化する性犯罪・性暴力被害者のニーズに的確に対応するため、SNS相談の継続や連携協力病院を拡充するなど相談・支援体制の強化に取り組みます。
- ・子どもに性被害予防のための基礎知識を伝えるため、子どもおよびその保護者等に子どもの性被害に関する知識の周知・啓発に取り組みます。
- ・「よりこ」の認知度向上及び性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げるため、警察等と連携した出前講座を開催し、幅広い周知・啓発に取り組みます。
- ・性犯罪・性暴力根絶に向けて、条例制定の取組を進めていきます。
- ・女性相談支援センター(旧女性相談所)において女性相談支援員(旧女性相談員)の対応スキル向上を目的とした研修会を実施するとともに、心理的ケアが必要なDV被害者について、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図ります。また、DVが起こらない社会をめざすため、インターネット広告を活用した啓発等に取り組みます。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)」が最終年度となる一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、DV被害のほか、女性をめぐるさまざまな課題の解消に向け、DV防止及び被害者保護・支援と困難な問題を抱える女性への支援を一体化した基本計画の策定に取り組みます。

④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ワークショップ等の開催を通じた啓発等の取組を進めます。
- ・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、研修会等を開催し、県民の皆さんや企業等への理解促進を図ります。また、電話・SNS相談や交流会の実施など相談しやすい環境を整備します。
- ・「三重県パートナーシップ宣誓制度」について、市町・民間企業等と連携し、利用先等を拡充するとともに、他の自治体との連携について検討を進めます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	192	210	235
概算人件費	169	168	—
(配置人員)	(19人)	(19人)	—

施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>地域日本語教育に関わるさまざまな主体が、情報掲載サイト「三重県日本語教育プラットフォーム」を通じて情報の共有を行うことで、各主体間の連携が進んでいます。また、日本語教室の空白地域において、新たに教室開設に向けた取組が進むなど、県内の日本語学習の体制整備が進んでいます。</p> <p>「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、相談者に寄り添ったきめ細かな対応をするため、弁護士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。また、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。</p>
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・多文化共生に係る課題や方向性等についての協議・検討を行うため、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」などを開催し、有識者や外国人住民、外国人支援団体等からの意見をふまえ、「三重県多文化共生推進計画(令和6～8年度)」を策定しました。
- ・国際交流員4名(アメリカ、オーストラリア、ブラジル、中国)が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた出前講座や、「やさしい日本語」の普及活動を行いました。出前講座の依頼件数は前年度より増加し、実施後のアンケートでは、全ての参加者から「大変よかった」「よかった」との回答がありました。(出前講座実施件数:43回)
- ・国が新たに定めた外国人との共生に係る啓発月間「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」に合わせ、1月に「みえ県民交流センター」や県立図書館1階スペースにおいて、多文化共生に関するパネル展示を実施しました。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・増加する外国人労働者やその家族を含む県内の外国人住民が、安全に安心して暮らすことができるよう、生活上必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、英語、日本語)で提供しました。(情報提供件数:68件、年間ページビュー数:148,763件)
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、英語、日本語)で相談に対応しました。また、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、相談員研修の内容等を充実させ、相談機能の向上に取り組みました。さらに、ホームページの掲載内容を充実させ、相談者の利便性の向上を図りました。(一般相談:1,450件、専門相談:44件)

- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、令和5年度は名張市と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練、大規模災害発生による「みえ災害時多言語支援センター」の立ち上げを想定した、多言語による情報伝達の図上訓練を実施しました。(防災リーダー研修:20名参加 避難所運営訓練:39名参加、図上訓練:39名参加)
- ・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、機会をとらえて関係団体等への参加を呼び掛けるとともに、外国人住民の支援に役立つ情報について、随時共有を行いました。(連携団体数:86団体)
- ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、自治体による日本語教室の設置や運営に係る好事例を共有する市町向け研修会を開催するとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施したところ、1町が日本語教室の開設に向けて着手しました。(市町向け研修会:19市町参加、ボランティア育成セミナー:1回目31名、2回目24名参加)

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数 (累計)						①	
—	59 団体	86 団体	100%	108 団体	—	137 団体	a
9 団体	62 団体	86 団体		—	—	—	
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組						②	
—	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実	達成	相談窓口 の充実	—	相談窓口 の充実	a
相談窓口 の確保	相談窓口 の充実	相談窓口 の充実		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・1万人アンケートで「多文化共生社会が望ましい」と考える県民の割合は 77.5%であったものの、e-モニター調査では「多文化共生社会になっている」と答えた県民の割合は 32.4%であることもふまえ、「三重県多文化共生推進会議」等により有識者や外国人住民等から意見を聴きながら、「三重県多文化共生推進計画」に基づき、多文化共生施策の推進に計画的に取り組みます。
- ・日本人住民と外国人住民が、互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベントを実施するなど、多文化共生意識の醸成に向けた取組を実施します。
- ・引き続き、国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。

② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・新型コロナウイルスの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等により、外国人住民が必要とする行政や生活に関する情報を引き続き適切に提供します。
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)においては、外国人住民の増加に伴い生活全般に関する相談件数が増加するとともに、複雑な相談も増えてきていることから、弁護士等による専門相談など、相談者に寄り添いきめ細かな対応を行うとともに、令和6年度からは

庁内外の関係機関とともに相談事例についてのケース検討会を実施するなど、相談員の資質向上や相談体制の更なる充実に取り組みます。

- ・災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や避難所の受入訓練等に取り組み、各市町での自主的な取組に繋げていきます。
- ・日本語の習得を必要とする全ての外国人住民が学習の機会を得られるよう、市町の日本語教室開設の支援や学習支援ボランティアの育成等を行うとともに、日本語の支援が必要な地域を広くカバーするため、令和6年度はオンライン日本語教室をモデル的に実施します。
- ・外国人が安心して適切な医療を受けられるよう医療通訳の育成を行うとともに、医療通訳を医療機関にモデル的に配置し、医療通訳を導入する医療機関の増加に向けて取り組みます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	95	92	86
概算人件費	80	71	—
(配置人員)	(9人)	(8人)	—

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したことにより、利用者数が増加するとともに、参加者の満足度も高まりました。また、文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動についても積極的に取り組むことにより、県民の皆さんが文化にふれ親しむ環境づくりやさまざまな学習機会の充実が進んでいます。</p> <p>さらに、「三重県文化振興条例」、「三重県文化振興計画(令和6～8年度)」を新たに策定しました。</p>

[A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている]

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和5年度の主な取組

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・人口減少や少子高齢化の進行、コロナ禍による文化活動の停滞など、文化を取り巻く社会環境の変化をふまえ、三重の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県文化振興条例」を制定するとともに、令和8年度までの具体的な施策の方向性を示した「三重県文化振興計画」を策定しました。
- ・県総合博物館では、「親鸞と高田本山」展や「鳥のひみつしらべ隊」展など豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展のほか、令和6年度の開館 10 周年記念の気運を高めるため、特別展として「高畑勲」展を開催しました。また、県立美術館では、近現代の日本画を代表する「小野竹喬」や本県出身で陶磁器デザインの先駆者として知られる「日根野作三」を紹介する企画展を開催しました。さらに、斎宮歴史博物館では、古代における人びとの信仰や祭祀を伝える特別展として「海の祈り」展を開催するなど、各県立文化施設において、県民の皆さんが文化にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・斎宮を核とした文化観光ルートを設定し、三重の文化について理解を深める機会を創出するとともに、SNSを活用した情報発信を行いました。その結果、8月から年度末までに SNSへのアクセスが約40万件ありました。

② 文化財の保存・活用・継承

- ・歴史的・文化的に価値の高い文化財を保護するため、県指定・国登録等の措置に向けた取組を行い、1件の県指定、2件の国登録を受けました。国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。市町による文化財保存活用地域計画の作成支援を行い、2件が国の認定を受けました。
- ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、関係市町・部局等と連携して計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めました。また、世界遺産追加登録候補の資産を含めた熊野参詣道伊勢路の学術調査を開始し、調査報告書(伊勢市～大紀町編)を刊行するとともに、追加登録の気運醸成のため、講演会開催・SNSでの情報発信を行いました。

・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の映像記録の作成支援を行うとともに、地域の文化財の魅力を伝えるホームページを開設し、広く情報発信しました。また、未来の担い手育成に向けて、子どもたちで結成された「みえ祭協力隊」による体験取材・情報発信などの機会を創出しました。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携や、さまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施(65校 2,093人)しました。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催しました。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・社会教育委員の会議において、市町の社会教育関係者の取組を活性化させるためのネットワーク構築に向けた議論を進めるとともに、公民館等が地域課題の解決に資する学びの場として活用されるための講習や、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催しました。
 ・鈴鹿青少年センターについては、PFI*事業を活用し、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設として改修しました。熊野少年自然の家については、より魅力ある施設として管理・運営していくため、自然環境を存分に生かし、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを実施しました。

2. KPI(重要業績評価指標)の達成状況と評価

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度		6年度	7年度	8年度	5年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達 成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度						①③④	
—	72.6%	73.6%	104.6%	74.6%	—	76.6%	a
71.6%	75.5%	77.0%		—	—	—	
県立文化施設の利用者数						①③	
—	84万人	100万人	104.0%	130万人	—	140万人	a
70.5万人	98.2万人	104.0万人		—	—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数						②	
—	72件	77件	151.9%	82件	—	92件	a
67件	79件	117件		—	—	—	

3. 今後の課題と対応

基本事業名

・令和6年度以降に残された課題と対応

① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

・文化の力で心豊かに活力ある三重の実現をめざし、「三重県文化振興計画」に基づき、県民の文化に対する関心及び理解の醸成や子どもたちの文化活動の充実などに取り組みます。

・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成と文化活動の活性化を図るため、各県立文化施設において、三重の豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展や魅力的な公演等を開催するとともに、県総合博物館や県総合文化センターなどの開館周年記念にあわせて、「金曜ロードショーとジブリ展」などの特別な展示や子どもから大人まで多くの世代が楽しむことができる連携イベントを実施します。また、県立美術館では、令和14年度の開館50周年に向けて、子どもたちが著名な美術作品にふれる機会を提供するため、収蔵作品の充実に向けた取組を進めます。

・齋宮の賑わいを創出するため、齋宮の認知度向上、誘客促進、周遊構築、新規コンテンツ造成に取り組めます。さらに、県立文化施設を中核とした文化観光の取組を県内の他の地域にも展開していきます。

② 文化財の保存・活用・継承

・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、歴史的・文化的に価値の高い文化財の指定・登録等の措置、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成支援、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信を積極的に行います。また、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録に向けて、引き続き関係市町支援、文化財調査の推進、気運の醸成等に取り組めます。

・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組み、未来の担い手育成につなげます。

③ 学びとその成果を生かす場の充実

・県生涯学習センターでは、開館30周年記念にあわせてスピードスケート金メダリスト小平奈緒さんの講演会等を開催するとともに、生誕380年を迎える松尾芭蕉に関連した講座を開催します。また、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。

④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・各地域で学びを通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現できるよう、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組めます。

・鈴鹿青少年センターについては、全面リニューアルした施設を効果的に広報することで利用者の拡大を図るとともに、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用した施設の管理・運営を進めます。熊野少年自然の家については、利用者に安全で快適な施設として管理・運営していくため、経年劣化に伴う施設の改修を実施することで、一層の利用促進を図ります。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度	6年度
予算額等	2,775	4,782	4,621
概算人件費	1,210	1,191	—
(配置人員)	(136人)	(135人)	—

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

挑戦○（番号）： 第2章の該当する番号の7つの挑戦に掲載されています。

○一○（番号）： 第3章の各施策に掲載されています。

単語	解 説	掲載箇所
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。（上記事項に配慮された商品やサービスを選択して購入すること。）	3-3
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンガスなどの総称であり、大気中の濃度が増加することで、地球温暖化をもたらす。	4-1 4-2
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言。	4-2
感染症発生動向調査システム	感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにし、国民・医療関係者への情報提供および公開を行うことにより、感染症に対する有効かつ確かな予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するシステム。	挑戦2
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、生成する有害物質等が高濃度となって空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。健康への影響が知られている。	4-4
脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすること。	4-1 4-2
ワーケーション	「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。	挑戦2
B C P	Business Continuity Planの略。災害や事故などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。	挑戦2
C O O L C H O I C E	地球にやさしい省エネ・低炭素製品の購入や、環境に配慮した行動などを積極的に行う「賢い選択」をすること。	4-1
D V	Domestic Violenceの略。一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。	12-2
D X	Digital Transformationの略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。	4-2
P F I	公共施設の設計、建設（修繕）、運営管理を、民間の経営能力や技術的能力、資金を活用して行う事業手法。もともとは、90年代英国で生まれた手法で、「官民が協同し効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供するP P P（Public Private Partnership：官民連携）の概念が基礎にあり、P F Iはその手法の一つ。	16-1